

# ○男鹿地区消防一部事務組合情報セキュリティ 委員会規程

令和4年5月24日  
消本訓令 第10号

## (目的及び設置)

第1条 この訓令は、男鹿地区消防一部事務組合の情報セキュリティ対策を統一的に実施するため、男鹿地区消防一部事務組合情報セキュリティ委員会（以下「委員会」を）設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について所掌する。

- (1) 情報セキュリティポリシー等、情報セキュリティに関する重要事項の決定。
- (2) システム障害に対する処理結果及び問題等の記録確認。
- (3) 自己点検結果の確認。
- (4) 情報セキュリティ対策の改善計画の策定と、実施状況の確認。
- (5) その他情報セキュリティに関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げるもので組織する。

- (1) 消防長（最高情報統括責任者）
- (2) 消防次長（統括情報セキュリティ責任者）
- (3) 総務課長（一般電子機器セキュリティ責任者）
- (4) 通信指令課長（消防OAセキュリティ責任者）

## (委員)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には最高情報統括責任者を、副委員長には統括情報セキュリティ責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、毎年度に一回開催することを常例とするとともに、必要に応じ開催するものとする。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、事案に関係ある職員及び識見を有するものを委員会に出席させ意見を聞くことが出来る。

## (庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、消防本部総務課において処理する。

(補足)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年6月1日から施行する。